

『頭髪及び服装規定』

福島県立湖南高等学校 生徒指導部

頭髪は、常に清潔で端正な髪型とし、高校生の品位を保つものとする。

服装は、清潔を旨とし、高校生としてふさわしいものを着用する。

「いつでも面接試験を受けられる端正な身だしなみ」を常に意識し、シャツ・ブラウスの中に着るものから気を使うこと。

1 男子生徒

(1) 頭髪は、常に清潔で端正な髪型とし、高校生の品位を保つものとする。

- ・前髪は降ろした時に眉毛にかからないこと。
- ・横の髪は耳にかからないこと。
- ・ツーブロックは禁止とする。

(2) 学校指定の制服とする。

(ブレザー、冬または夏スラックス、ネクタイ、ニットベスト(白)、Vセーター(紺))

① シャツについては、市販のものを着用してもよい。(下記参照)

(3) ソックスは白色、黒色または紺色とする。無地またはワンポイントで長さはくるぶしが隠れるもの。また、ベルトは黒色または茶色とする。

2 女子生徒

(1) 頭髪は、常に清潔で端正な髪型とし、高校生の品位を保つものとする。

- ・前髪は眉毛にかからないか、かかる場合はピンで留める。
- ・髪の毛が肩より長い場合はゴムで束ねる。(ゴムの色は黒・紺・茶とする)
- ・ポニーテールは禁止とする。

(2) 学校指定の制服とする。

(ブレザー、冬または夏スカート・冬スラックス、リボン、ニットベスト(白)、Vセーター(紺))

① ブラウスについては、市販のものを着用してもよい。(下記参照)

(3) ソックスは白色、黒色または紺色とする。無地またはワンポイントで長さはくるぶしが隠れるもの。

3 男女共通

(1) 衣替えは6月1日及び10月1日を原則とする。

(2) 夏季(6月1日～9月30日)の服装は、以下のとおりとする。

- ① 男子は、シャツ及び指定の夏スラックスとし、ブレザー、ニットベスト(白)及びネクタイは任意とする。(寒い場合はブレザーの着用を認める)
- ② 女子は、ブラウス及び指定の夏スカートとし、ブレザー、ニットベスト(白)及びリボンは任意とする。(寒い場合はブレザーの着用を認める)

(3) 冬季(10月1日～5月31日)の服装は、以下のとおりとする。

- ① 男子は、シャツ及び指定のブレザー、冬スラックスとし、必ずネクタイを着用することとし、Vセーター(紺)は任意とする。(Vセーターのみは不可とする)
- ② 女子は、ブラウス及び指定のブレザー、冬スカート(または冬スラックス)とし、必ずリボンを着用することとし、Vセーター(紺)は任意とする。(Vセーターのみは不可とする)
- ③ 防寒着の着用は認めるが、必ずブレザーを着用すること。

(4) 頭髪に関して、パーマ・カール・脱色・染色・ヘアアクセサリ等の加工を行わないこと。また、化粧等はしないこと。

(5) ネックレス・ピアス・指輪等のアクセサリを身に付けないこと。

(6) 校内では学校指定のサンダル(上履き)を着用し、体育用のシューズと区別すること。

(7) 始業式や終業式、卒業式等の儀式的行事のときは正装とする。夏季であっても、ネクタイ・リボンを着用すること。さらに男子は白色。女子は学校指定のハイソックスを着用すること。

(8) その他、学校において指導上必要と認めるときは、その指導に従うこと。

4 市販品購入についての注意点

シャツ・ブラウス、ソックスについては市販のものを着用してもよい。詳しくは下記を参照すること。

男女共通	シャツ・ブラウス	色は白のみ。形は、カッターシャツ、えりは角えりのもの。
男子生徒	ソックス	色は白・黒・紺。 無地またはワンポイントで長さはくるぶしが隠れるもの。 式典は白のソックスを着用すること。
女子生徒	ソックス	色は白・黒・紺。 無地またはワンポイントで長さはくるぶしが隠れるもの。 式典は学校指定のハイソックスを着用すること。

5 保護者の皆さんへ

本校では、年間を通じ、登校指導を行い、あいさつ運動・身だしなみの向上に取り組んでいます。また、頭髪及び服装に違反が認められた場合には、個別指導を行います。「いつでも面接試験を受けられる端正な身だしなみ」を常に意識し、正しい頭髪・服装での生活を心掛けてください。

身だしなみに改善が認められない場合には、保護者召喚の上、特別な指導となることもあります。家庭での指導もお願いいたします。

以上